

第百十二回国会 衆議院 法務委員会 議録 第八号

昭和六十三年四月十二日(火曜日)
午後四時五十三分開議

出席委員

委員長 戸沢 政方君

理事 逢沢 一郎君 理事 井出 正二君

理事 今枝 敬雄君 理事 太田 誠一君

理事 保岡 興治君 理事 坂上 富男君

理事 中村 巖君 理事 安倍 基雄君

赤城 宗徳君 上村 千一郎君

木部 佳昭君 佐藤 一郎君

塩崎 潤君 松野 幸泰君

宮里 松正君 山花 貞夫君

山田 英介君 安藤 巖君

出席国務大臣

法務大臣 林田修紀夫君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房審議官 稲葉 威雄君

法務省民事局長 藤井 正雄君

委員外の出席者

法務委員会調査室長 乙部 二郎君

四月六日

刑事施設法案の廃案に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第一一七〇号)

同(坂上富男君紹介)(第一二三〇号)

同(児玉健次君紹介)(第一二五四号)

刑事施設法案の早期成立に関する請願(大塚雄司君紹介)(第一一七一号)

同(井上喜一君紹介)(第一二三六号)

同(金子原二郎君紹介)(第一二三七号)

同(鯨岡兵輔君紹介)(第一二三八号)

同(高橋一郎君紹介)(第一二三九号)

第一類第三号 法務委員会議録第八号 昭和六十三年四月十二日

同(保岡興治君紹介)(第一二四〇号)

同(外一件小澤潔君紹介)(第一二六三三号)

同(越智通雄君紹介)(第一二六四号)

同(柿澤弘治君紹介)(第一二六五号)

同(石川要三君紹介)(第一二七五号)

同(小川元君紹介)(第一二七六号)

同(外一件小澤潔君紹介)(第一二七七号)

同(甘利明君紹介)(第一三〇五号)

同(石川要三君紹介)(第一三〇六号)

同(伊吹文明君紹介)(第一三〇七号)

同(奥田幹生君紹介)(第一三〇八号)

同(小坂徳三郎君紹介)(第一三〇九号)

同(外一件小宮山重四郎君紹介)(第一三一〇号)

同(村山達雄君紹介)(第一三一一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○戸沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。林田法務大臣。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○林田国務大臣 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説

明いたします。

この法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入を図る等のため、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正しようとするものでありまして、その要旨は次のとおりであります。

第一に、登記事務の処理の円滑化を図るため、法務大臣の指定する登記所、すなわち指定登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができることとしております。

第二に、電子情報処理組織によって取り扱われる登記事務においては、登記簿に記録されている事項の公開は、その全部または一部を証明した書面、すなわち登記事項証明書及びその摘要を記載した書面の交付の方法によるものとし、指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄に属する不動産または会社等についての登記事項証明書は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においても交付することとしております。

第三に、登記事項証明書の効力を明確にするため、この書面は、民法、民事執行法その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすこととしております。

第四に、指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地において登記を申請する場合において、当該支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、その登記の申請は、本店における登記の申請と同時にする場合に限り、何ら添付書面を要せず、手数料を納付して、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができることとしております。

第五に、不動産登記については、現行の不動産登記法上の諸制度の改善、合理化を図るため、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和するほか、閉鎖された登記用紙の保存期間の延長、登記事項に変更がないこと等の証明の制度の廃止等の措置を講ずることとしております。

また、商業登記については、現在無料とされている商業登記簿の閲覧を、受益者負担の原則等の見地から有料化し、手数料を徴することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

(不動産登記法の一部改正)
第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
目次中第五章 審査請求(第百五十二条―第百五十七条ノ二)を「第四章ノ二 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例(第百五十一条―第百五十七条ノ二)」に改める。

第二十一條第一項後段を削り、同条第二項中「地図」を「又ハ地図」に改め、「又ハ前項ノ規定ニ依ル証明書」を削る。

第二十二條ノ二を削る。

第二十四條ノ二第二項中「二十年間」を「三十年間」に改め、同項に次のただし書を加える。

但土地ノ登記用紙ニ付テハ其保存期間ハ五十年間トス

第二十四條ノ二第三項中「第二十一條及第二十二條ノ二」を「及第二十一條」に改める。

第四百四十二條第三項に後段として次のように加える。

同項ノ場合ニ於テ債權ノ弁済期ヨリ二十年ヲ経過シ且申請書ニ其期間ノ経過シタル後債權、利息及ビ債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ全額ニ相当スル金銭ノ供託ヲ為シタルコトヲ証スル書面ヲ添付シタルトキ亦同ジ

第四章の次に次の一章を加える。

第四章ノ二 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例

第五百一十一條ノ二 法務大臣ノ指定スル登記所（以下指定登記所ト称ス）ニ於テハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ登記事務ノ全部又ハ一部ヲ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フコトヲ得此場合ニ於テハ登記簿ハ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確實ニ記録シ得ル物ヲ含ム）ヲ以テ之ヲ調製ス

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第五百一十一條ノ三 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ全部又ハ一部ヲ証明シタル書面（以下登記事項証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求シ又ハ手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル甲登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ付テノ登記事項証明書ノ交付ノ請求ハ指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル乙登記所ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

第二項ノ登記事項証明書ノ記載事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ摘要ヲ記載シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第一項及ビ前項ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付ハ登記用紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第五百一十一條ノ四 登記事項証明書ハ第九十三條ノ三第四項（第九十三條ノ六第七項、第九十三條ノ八第八項、第九十三條ノ十第二項、第九十三條ノ三第三項及ビ第九十四條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定及ビ民法、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其他ノ法令ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ登記簿ノ謄本又ハ抄本ト看做ス

第五百一十一條ノ五 第五百一十一條ノ二第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ現ニ効力ヲ有スル登記其他ノ法務省令ヲ以テ定ムル事項ニ係ル登記ヲ新登記簿ノ登記記録ニ移スコトヲ得第七十六條第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同条第二項中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、同条第三項中「前登記用紙」トアルハ「前登記簿ノ登記記録」ト読替フルモノトス

第五百一十一條ノ六 登記事項証明書其他電子情報処理組織ニ依リテ作ルベキ書面ニ金錢其他ノ物ノ数量、年月日及ビ番号ヲ記載スルニハアラビア数字ヲ用キルコトヲ得

第五百一十一條ノ七 登記官ハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ電子情報処理組織ニ依リテ登記ヲ為ストキハ登記スベキ權利ノ目的タル不動産ニ関スル權利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ作成スルコトヲ得第二百二十七條第三項又ハ第二百二十

八条第二項ノ規定ニ依リ共同担保目録ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ亦同ジ

第五百一十一條ノ八 第五百一十一條ノ三乃至前条ニ定ムル場合ヲ除クノ外登記事務ヲ第三百五十一條ノ二第二項ノ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル前四章及ビ第五百五十七條ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアリ及ビ「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「及ビ第二十一條」トアルハ「第五百五十一條ノ三第一項、第六項及ビ第七項並ニ第五百五十一條ノ四」ト、「枚数」トアルハ「事項」ト、「新用紙」トアリ及ビ「新登記用紙」トアルハ「新登記記録」ト、「前登記用紙」トアルハ「前登記記録」トシ、此等ノ規定ノ内登記簿ニ為ス行為ニ関スル規定中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

（商業登記法の一部改正）

第二条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第四百四條―第四百二十條）」を「第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例（第四百十三條―第四百三十三條）」に改める。

第十条中「何人でも」の下に「、手数料を納付して」を加える。

第十三條中「前二條」を「前三條」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例

（電子情報処理組織による事務の取扱）

第四百十三條の二 法務大臣の指定する登記所（以下「指定登記所」という。）においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱

うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

（登記事項の摘要を記載した書面の交付）

第四百十三條の三 何人でも、手数料を納付して、前条第一項の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができる。

（登記事項証明書の交付等）

第四百十三條の四 何人でも、手数料を納付して、第四百十三條の二第一項の登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求し、又は手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができる。

2 指定登記所中別ニ法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別ニ法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができ。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八條第二項、第六十七條第三号（第七十七條において準用する場合を含む。）及び第四百四條第三項の規定並びに民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

（手数料）

第四百十三條の五 前二條の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(支店所在地における登記)

第百十三条の六 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社による本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 前条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第百十三条の七 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請につき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定により

その申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十一条の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第百五十一条ノ三第二項から第四項まで、第百五十一条ノ五及び第百五十一条ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三條の二、第百十三條の三、第百十三條の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三條の五の規定に係る部分並びに附則第八條から第十條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中商業登記法第十條及び第十三條の各改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三條の四第二項及び第三項、第百十三條の六並びに第百十三條の七の規定に係る部分 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(工場抵当法の一部改正)

第二条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の次に次の一条を加える。

第四十八條ノ二 工場財団ニ関スル登記事務ヲ

不動産登記法第百五十一条ノ二第二項ノ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル第十七條ノ二、第十七條ノ四、第十九條、第二十條、第二十三條、第三十四條、第四十二條ノ三、第四十二條ノ六、第四十二條ノ七、第四十四條、第四十四條ノ二及前條ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアリ及「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「一用紙」トアルハ「一登記記録」ト、「登記官捺印」トアルハ「登記官ラ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

(立木に関する法律の一部改正)

第三条 立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二條 立木ニ関スル登記事務ヲ不動産登記法第百五十一条ノ二第二項ノ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル第十三條、第十四條、第十八條及び第十九條ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「一用紙」トアルハ「一登記記録」ト、「登記用紙」トアルハ「登記記録」ト、「登記官捺印」トアルハ「登記官ラ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

(宗教法人法の一部改正)

第四条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一項を加える。

2 建物又は土地の登記事務を不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百五十一条ノ二第二項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における前項の規定の適用については、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録」とする。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第五条 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「第四十八條」を「第四十八條ノ二」

に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業財団に関する登記事務を不動産登記法第百五十一条ノ二第二項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における第十一条の規定の適用については、同条第二号中「用紙」とあるのは「登記記録」とする。

(観光施設財団抵当法の一部改正)

第六条 観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第四十八條」を「第四十八條ノ二」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中(同法第二十四条ノ二第三項)を若しくは第百五十一条ノ三第一項若しくは第五項これらの規定を同法第二十四条ノ二第三項に改める。

(中小企業等協同組合法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定(他の法令において準用する場合を含む)中登記の更正及び抹消の下に「電子情報処理組織による登記に関する特例」を加える。

一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第百三条

二 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)第三十三條

三 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第百十八條

四 宗教法人法第六十五條

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五條

六 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三條

七 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第七十八條

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十

七号)第八十九条

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第九条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

5 この法律による法人の登記事務を前条の規定により準用する非訟事件手続法第二百二十四条の規定により準用する商業登記法(昭和三十一年法律第二百五号)第二百三十三条の二第二項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における前項の規定の適用については、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録」とする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十一条第一項若しくは第十二条第一項」を「第十条、第十一条第一項、第十二条第一項、第二百三十三条の三、第二百三十三条の四第一項若しくは第二百三十三条の六第五項」に改める。

(登記簿の改製等の経過措置)

第十一条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

理由

最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度を設け、その制度の下における登記手続の特例を定めるほか、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第六号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二	一	と	こ
二	二	あ	わ
二	三	た	た
三	一	あ	あ
三	二	あ	あ
三	三	あ	あ
三	四	あ	あ
三	五	あ	あ
三	六	あ	あ
三	七	あ	あ
三	八	あ	あ
三	九	あ	あ
三	十	あ	あ
三	十一	あ	あ
三	十二	あ	あ
三	十三	あ	あ
三	十四	あ	あ
三	十五	あ	あ
三	十六	あ	あ
三	十七	あ	あ
三	十八	あ	あ
三	十九	あ	あ
三	二十	あ	あ
三	二十一	あ	あ
三	二十二	あ	あ
三	二十三	あ	あ
三	二十四	あ	あ
三	二十五	あ	あ
三	二十六	あ	あ
三	二十七	あ	あ
三	二十八	あ	あ
三	二十九	あ	あ
三	三十	あ	あ
三	三十一	あ	あ
三	三十二	あ	あ
三	三十三	あ	あ
三	三十四	あ	あ
三	三十五	あ	あ
三	三十六	あ	あ
三	三十七	あ	あ
三	三十八	あ	あ
三	三十九	あ	あ
三	四十	あ	あ
三	四十一	あ	あ
三	四十二	あ	あ
三	四十三	あ	あ
三	四十四	あ	あ
三	四十五	あ	あ
三	四十六	あ	あ
三	四十七	あ	あ
三	四十八	あ	あ
三	四十九	あ	あ
三	五十	あ	あ
三	五十一	あ	あ
三	五十二	あ	あ
三	五十三	あ	あ
三	五十四	あ	あ
三	五十五	あ	あ
三	五十六	あ	あ
三	五十七	あ	あ
三	五十八	あ	あ
三	五十九	あ	あ
三	六十	あ	あ
三	六十一	あ	あ
三	六十二	あ	あ
三	六十三	あ	あ
三	六十四	あ	あ
三	六十五	あ	あ
三	六十六	あ	あ
三	六十七	あ	あ
三	六十八	あ	あ
三	六十九	あ	あ
三	七十	あ	あ
三	七十一	あ	あ
三	七十二	あ	あ
三	七十三	あ	あ
三	七十四	あ	あ
三	七十五	あ	あ
三	七十六	あ	あ
三	七十七	あ	あ
三	七十八	あ	あ
三	七十九	あ	あ
三	八十	あ	あ
三	八十一	あ	あ
三	八十二	あ	あ
三	八十三	あ	あ
三	八十四	あ	あ
三	八十五	あ	あ
三	八十六	あ	あ
三	八十七	あ	あ
三	八十八	あ	あ
三	八十九	あ	あ
三	九十	あ	あ
三	九十一	あ	あ
三	九十二	あ	あ
三	九十三	あ	あ
三	九十四	あ	あ
三	九十五	あ	あ
三	九十六	あ	あ
三	九十七	あ	あ
三	九十八	あ	あ
三	九十九	あ	あ
三	一百	あ	あ

昭和六十三年四月十六日印刷

昭和六十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局